

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山義隆

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月29日

石垣市長 中山 義 隆

### 1 事故名

公用車の事故

### 2 相手方

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

### 3 事故発生年月日

令和6年9月5日11時13分頃

### 4 事故発生場所

石垣市役所内 公用車駐車場付近（消防本部側）

### 5 事故の概要

令和6年9月5日11時13分頃、石垣市納税課職員の運転する公用車（軽自動車）で市役所を出発しようとして直進していたところ、消防本部側の公用車駐車場付近にて横から出てきた相手方の車両と、当方の車の左側後方部分が衝突した。

### 6 示談内容

(1) 過失割合： 石垣市 30% 相手方 70%

(2) 損害額： 石垣市 306,000円 相手方 287,300円

(3) 損害責任額： 相手方は各損害額を相殺し、その差額128,010円を石垣市に支払う。

石垣市の損害責任額は、当方運転者が177,990円を支払うので、本市支払いは0円である。